

[財政の健全性に関する比率の説明]

(1) 実質赤字比率

一般会計等に属する会計の実質赤字額（「歳入総額－歳出総額－翌年度に繰越すべき財源」で算出された額のマイナス）の標準財政規模（標準税収入額＋普通交付税＋地方譲与税）に対する比率です。これにより、財政の規模に対して単年度の実質的な赤字がどのくらいの割合を占めているかがわかります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 佐倉市では、一般会計、公共用地取得事業特別会計、災害共済事業特別会計の3会計が一般会計等となります。

(2) 連結実質赤字比率

全会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。これにより、全会計を合算した単年度の赤字の状況について見ることができます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合の3ヵ年平均です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 準元利償還金とは、

- ・ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ・ 一時借入金の利子

を合算した額です。

※ 基準財政需要額とは、各自治体での普通地方交付税の計算に用いるもので、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される一般財源の額です。

（４）将来負担比率

一般会計等で見込まれる将来の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額とは、

- ・ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ・ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

・ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

・ 連結実質赤字額

・ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

を合算した額です。

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 事業の規模とは、法適用企業は「営業収益の額－受託工事収益の額」、法非適用企業は「営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額」です。